

(別紙)

改正の概要(平成 20 年 8 月 1 日適用)

関税率表解説(平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号)

HS 番号	品 目	概 要
第 17.01 項	甘しゃ糖、てん菜糖	粗製の甘しゃ糖、てん菜糖が、結晶形以外の固形のものもあることを明確化。
第 28 類総説	ローレンシウム	元素記号の変更による改正。
第 30.02 項	ワクチン	技術進歩に伴い進化したワクチンの範囲の明確化。
第 41.01 項	全形の皮	全形の原皮の分類明確化のための規定整備。
第 57.02 項	ケレムラグ	ケレムラグ(床用敷物)の分類範囲の明確化。
第 84.36 項	農業用機械	馬又は牛の手入れ用の真空式掃除機(第 85.08 項)が、第 84.36 項の農業用機械に含まれないことを明確化。
第 85.08 項	真空式掃除機	馬又は牛の手入れ用の真空式掃除機が第 85.08 項に含まれることを明確化。
第 90.21 項	骨折治療具	骨折治療具の分類明確化のための規定整備。
第 90.25 項	湿度計	固体物質の含水率を測定する機器(第 90.27 項)は第 90.25 項の湿度計に含まれないことを明確化。
第 90.27 項	物理分析用機器	電気伝導率又は電磁エネルギー若しくは赤外線の吸収を利用する機器(固体水分計)が第 90.27 項に含まれることを明確化。

その他、2007 年の HS 改正に伴う規定の整備

(別紙)

## 改正の概要(平成 20 年 8 月 1 日適用)

## 分類例規(昭和 62 年 12 月 23 日付蔵関第 1299 号) 第 1 編(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 0902.20 号	乾燥した茶の花	薬用に供される茶の花を、薬用植物としてではなく、茶として第 09.02 項(第 0902.20 号)に分類。
第 1517.90 号	低エルカ酸菜種油 (カノーラ油)からなる調製品	低エルカ酸菜種油に香辛料等を混合した物品を、植物性油脂の調製品として第 15.17 項(第 1517.90 号)に分類。
第 2208.90 号	アルコール飲料	りんごの発酵酒、エチルアルコール、しょうが抽出物、砂糖等を含むアルコール分 30% の飲料を、発酵酒としてではなく、その他のアルコール飲料として第 22.08 項(第 2208.90 号)に分類。
第 3504.00 号	濃縮ミルクたんぱく質調製品	ミルクたんぱく質(乾燥状態で、全重量の 92%(カゼイン 77%、ホエイたんぱく質 15%) ) からなる調製品を、乳製品としてではなく、その他のタンパク質系物質として第 35.04 項(第 3504.00 号)に分類。
第 3907.20 号	Pegfilgrastim(INN)	フィルグラストム(INN)とポリ(エチレングリコール)を共有結合させて製造した物品を、化学構造に基づきポリエーテルとして第 39.07 項(第 3907.20 号)に分類。
第 6110.30 号	サッカーのゴールキーパー用ニットジャージー	最小限の保護のための肘パッドが縫い付けられたサッカーのゴールキーパー用ニットジャージーを、運動用具としてではなく、衣類として第 61.10 項(第 6110.30 号)に分類。
第 6211.33 号	ペイントボール用パンツ	股間部とひざ部に紡織用纖維製のパッドが付いているペイントボール用パンツを、運動用具としてではなく、衣類として第 62.11 項(第 6211.33 号)に分類。
第 8504.40 号	電力モジュール	電力モジュールを、スタティックコンバーターとして、第 85.04 項(第 8504.40 号)に分類。

## その他、2007 年の HS 改正に伴う規定の整備

## 分類例規(昭和 62 年 12 月 23 日付蔵関第 1299 号) 第 2 編(国内分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 8544.42 号 第 8544.49 号	通信用電線	技術革新に応じた分類明確化のための規定整備